

架空請求

心当たりのない請求は無視!



出典：独立行政法人国民生活センター イラスト：黒崎 玄

Q

事例1

「消費料金に関する**訴訟最終告知**のお知らせ」と書かれた**ハガキ**が届き、電話をしたら**弁護士**を名乗る者を紹介された。指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて**取り下げ料10万円**を支払った。(60歳代/女性)

事例2

大手通販会社の名前で**SMS**が届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと**法的措置**を取るとあったので電話をしたら、**未納サイト料金**を請求された。**19万円**、さらに**50万円分のプリペイドカード**を購入し、番号を伝えて支払った。(60歳代/男性)

A

架空請求の請求手段は、電話、封書、ハガキ、メール、SMSなどさまざまです。実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報を知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。

少しでもおかしいと感じたり、トラブルに遭ったら早めに相談してください。専門の相談員が相談に応じます

消費生活センター ☎ (24)8194

わんぱく登場



お子さんの写真を 広報に載せませんか?

就学前のお子さんが対象です。
住所、氏名、連絡先、お子さんの名前(ふりがな)、
生年月日を記入し、写真を郵送かメールで送付。
窓口でも受け付けます。

☎ 秘書広報課 ☎ (24)8823
(郵送) 〒288-8601 若宮町1-1
(メール) koho@city.choshi.lg.jp

